

鳥取大学有料広告掲載取扱要項

令和6年11月5日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学（以下「本学」という。）が発行又は発信する情報媒体等に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「情報媒体等」とは、次に掲げる本学資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 本学が作成する冊子、広報誌等の印刷物（以下「広報誌等」という。）
 - イ 公式ウェブサイト
 - ウ その他広告掲載が可能なもので情報媒体等を所管する部局等の長が認めたもの
- 二 「公式ウェブサイト」とは、URL「<https://www.tottori-u.ac.jp/>」から始まるページ及び各部局等が開設したページで構成されたページ群をいう。
- 三 「部局等」とは、事務局、各学部、各研究科、附属図書館、附属学校部、技術部、医学部附属病院、国際乾燥地研究教育機構、教育支援・国際交流推進機構、研究推進機構、とっとりNEXT イノベーションイニシアティブ、地域価値創造研究教育機構、情報戦略機構、染色体工学研究センター及び保健管理センターをいう。
- 四 「部局等の長」とは、前号に規定する部局等の長をいう。ただし、事務局にあつては、広報を担当する理事とする。
- 五 「広告掲載」とは、情報媒体等に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載は、その内容が情報媒体等に掲載するのに十分な信頼性が確保されており、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものに限り行うものとする。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 四 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- 五 社会問題についての主義主張に関するもの
- 六 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 七 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- 八 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- 九 たばこの広告や喫煙を促すもの
- 十 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
- 十一 その他部局等の長が不適當であると認めるもの

(広告掲載の態様等)

第4条 広告が情報媒体等に占める割合及びその掲載箇所等の態様は、情報媒体等の趣旨を損なわない範囲でなければならない。

2 公式ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（ウェブサイト上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。以下同じ。）とする。

3 前項のバナー広告は、1か月を単位として掲載するものとし、一度の申込みによる掲載期間は、12か月を上限とする。

(広告掲載の募集方法)

第5条 部局等の長は、広告の募集を原則として公募により行う。

2 募集する広告の規格及び掲載料は、別表を標準とする。

3 前項の規格及び掲載料は、情報媒体等の発行部数、発信形態又は態様等の事情により別表により難しい場合は、広報を担当する理事と協議の上、変更することができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する企業その他の者（以下「広告依頼者」という。）は、広告掲載申込書（別紙1）に会社概要等及び掲載しようとする広告の仮原稿（原則として電子媒体とする。）を添えて、部局等の長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 広告掲載の申込みを受けた部局等の長は、提出された仮原稿の内容が第3条に定める基準に適合しているかを審査した上で、掲載の可否を速やかに決定し、広告依頼者に広告掲載決定通知書（別紙2）又は広告不掲載決定通知書（別紙3）により通知するものとする。

2 広告掲載決定通知書を受け取った広告依頼者は、期日までに完全原稿（原則として電子媒体とする。）を提出するものとする。

(広告依頼者の責務)

第8条 広告の内容（バナー広告の場合は、リンク先のウェブサイトの内容を含む。）又はこれに起因する一切の責任は広告依頼者が負うものとし、本学はいかなる責務も負わない。

2 広告依頼者は、広告の原稿や図案等の作成等に関する経費を負担するものとする。

3 広告依頼者は、広告の原稿や図案等に関する著作権等関係諸法令の確認及び必要な手続を行わなければならない。

(広告の掲載順位)

第9条 同一の情報媒体等において複数の広告を掲載する場合は、原則として広告掲載の申込みを受理した順に掲載するものとする。ただし、広報誌等の広告の掲載位置については、当該広報誌等を所管する部局等の長が定めることができる。

2 広告掲載枠を超える申込みがあった場合は、原則として広告掲載の申込みを受理した順に掲載することとする。ただし、部局等の長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(掲載料の納入等)

第10条 広告依頼者は、掲載料を指定された期日までに本学が指定した預金口座へ一括納入するものとする。

2 既納の掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告依頼者の責に帰さない事由により広告を掲載しなかったときは、掲載料を返還することができるものとし、この場合においては利息を付さない。

(広告掲載の取消し等)

第11条 部局等の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 一 広告依頼者が、所定の期日までに完全原稿を提出しないとき。
- 二 広告依頼者が、所定の期日までに掲載料を納入しないとき。
- 三 提出された完全原稿が第3条各号のいずれかに該当するとき。
- 四 第6条に定める広告掲載申込書及び添付書類等の記述に虚偽がある等の信頼関係を損なう事実が判明したとき。
- 五 広告依頼者がこの要項に違反したとき又は違反したことが判明したとき。
- 六 バナー広告のリンク先のウェブサイトが、コンピューターウイルスに感染するサイト又はそのおそれがあるサイトであると判明したとき。
- 七 その他部局等の長が広告掲載の決定を取り消すことを必要と認めるとき。

(収入金の取扱い)

第12条 広告による収入金は、主に教育研究活動のために使用するものとする。

(広告の提供)

第13条 部局等の長は、完成した広告媒体1部を総務企画部総務企画課に提供するものとする。ただし、公式ウェブサイトへの広告掲載等、現物の提供が難しい場合は、当該ウェブサイトのアドレス又は当該広告媒体を撮影した写真等を提供するものとする。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年11月5日から施行する。
- 2 鳥取大学が発行・発信する広報誌等への紙面提供の取扱基準（平成19年11月27日役員会承認）及び鳥取大学広報誌風紋広告掲載取扱要項（平成20年1月24日学長決裁）は、廃止する。

別表（第5条関係）

広告媒体	規 格	掲載 単位	掲載料 (税込)	備考
ア. 広報誌等	縦 5 cm×横 9 cm	1 回 あたり	20,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載場所 表紙を除く紙面 ・掲載件数 1 件以上 20 件以内 (1 号あたり概ね 4 ページ以内) ・色数 オールカラー
	縦 5 cm×横 18 cm		40,000 円	
	縦 10 cm×横 9 cm		40,000 円	
	縦 10 cm×横 18 cm		80,000 円	
	縦 12.5 cm×横 18 cm (半面)		100,000 円	
縦 25 cm×横 18 cm (全面)	200,000 円			
イ. 公式ウェブ サイト (バナー)	縦 100 ピクセル× 横 320 ピクセル	1 枠	20,000 円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・トップページに掲載 ・形式は、JPEG 又は GIF 形式 ・アニメーションは使用しない ・広告依頼者の企業名等を含める

掲載料について

本学の教育・研究・診療の連携推進及び運営支援等を行っている協力企業等については、2分の1を限度に減額することができるものとする。

広告掲載決定通知書

年 月 日

殿

(部局等の長) (公印省略)

この度は、本学への広告掲載をお申込みいただきありがとうございました。
下記のとおり広告掲載が決定しましたのでお知らせします。
なお、完全原稿は、年 月 日までに提出願います。
おって、請求書を送付させていただきますので、所定の期日までにお支払いいただきますよう
よろしくお願ひします。

記

1. 広告掲載年月等

- (1) 掲載開始年月：年 月発行予定号から
(2) 掲載回数 [掲載期間]：回

[バナー広告の場合]
掲載開始年月日：年 月 日から か月間

2. 広告掲載規格

区分	規 格
	縦 cm、横 cm [バナー広告]

3. 広告掲載料金

金 円

4. 注意事項

裏面のとおり

注 意 事 項

1. 広告の内容に関する責任は、広告依頼者が負うものとし、広告原稿の作成経費は、広告依頼者の負担とします。
2. 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告依頼者において著作権の確認を行うものとし、ます。
3. 次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことがあります。
 - 一 広告依頼者が、所定の期日までに完全原稿を提出しないとき。
 - 二 広告依頼者が、所定の期日までに掲載料金を納入しないとき。
 - 三 提出された完全原稿が第3条の定めに抵触するとき。
 - 四 広告掲載申込書及び添付書類等の記述に虚偽がある等信頼関係を損なう事実が判明したとき。
 - 五 広告依頼者がこの要項に違反したとき又は違反したことが判明したとき。
 - 六 バナー広告のリンク先のウェブサイトがコンピューターウイルスに感染するサイト又はそのおそれがあるサイトであると判明したとき。
4. 広告依頼者の責によらない事由により広告を掲載できないときは、掲載料金を返還します。
5. 提出された仮原稿及び完全原稿は、返還しません。
6. 広告の内容に関する苦情等紛争については、広告依頼者の責任において対応・解決することとし、鳥取大学はいかなる責任も負いません。
7. 広告欄には、鳥取大学が作成する枠が付いています。デザインに当たっては、枠が付くことを前提にお願いします。
8. 広告は、多色刷りとしませんが、指定できない色もありますので、あらかじめご了承ください。
9. 原則として完全原稿はデータで提出願います。なお、使用できるデータ形式に制限があります。その他、完全原稿の細部については、あらかじめご相談ください。
10. 広告を再度掲載する場合には、原則として完全原稿を再提出していただくこととなります。
11. 「広報誌 風紋」は、冊子として配付するとともに、公式ウェブサイト上にPDF形式で公開します。
12. その他広告掲載に係る手続については、担当部署の指示に従ってください。

連絡先 : 鳥取大学〇〇課〇〇係 (— —)

別紙3（第7条関係）

広告不掲載決定通知書

年 月 日

殿

（部局等の長） （公印省略）

この度は、本学への広告掲載をお申込みいただきありがとうございました。
今回は残念ながら下記の理由により、広告を掲載させていただくことができませんでしたので、お知らせします。

記

（広告不掲載理由）